

国庫補助制度に係る計画認定申請について

令和 8 年度
地域内フィーダー系統に係る計画策定

令和 7 年 6 月 23 日

飯能市地域公共交通対策協議会

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 飯能市地域公共交通対策協議会
住 所 埼玉県飯能市大字双柳 1－1
代表者氏名 会長 飯能市長 新 井 重 治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

第2次飯能市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
第2次飯能市地域公共交通計画 49 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
第2次飯能市地域公共交通計画 51～52 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
第2次飯能市地域公共交通計画 51～52 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
第2次飯能市地域公共交通計画 66～67 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

第2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

7.2 既存路線の役割の整理

既存路線の役割について以下に示します。

表 7-1 各交通路線の位置づけ・役割・維持確保について

位置づけ	系統等	維持・確保施策
広域幹線	役割：都市拠点から市外への広域交通を担う。 ○各鉄道路線 ・西武池袋線 ・西武秩父線 ・JR 八高線	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
地域幹線	役割：飯能駅を発着地として、市内の各拠点を連絡する。 ○国際興業バス（名栗本線） ・湯の沢線（飯 01、01-2） ・名栗車庫線（飯 02、02-2） ・名郷線（飯 03、03-2） ・上赤沢線（飯 06） ○国際興業バス（その他幹線） ・西武飯能日高線（飯 07） ・双柳循環線（飯 15、飯 15-2） ○西武バス ・美杉台線 ○3 社共同 ・メツァ直通線	・市と交通事業者との協定に基づき、該当系統について市の補助金等により維持確保する。このうち名郷線、湯の沢線については、地域公共交通確保維持改善補助金（ <u>幹線補助</u> ）をあわせて活用する。 ・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保するとともに、路線の最適化により持続可能な運行を目指す。 ・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。 ・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
支線	役割：市内各地域を運行し、広域幹線、地域幹線（地域拠点）に接続する。 ○国際興業バス ・中沢線（飯 04） ・中藤（青石橋）線（飯 05） ○飯能市乗合ワゴン ・原市場地区行政センター系統（原市場 01、01-2） ・新寺系統（原市場 02、02-2） ○飯能市乗合ワゴン ・小学校系統（南高麗 01） ・南高麗地区行政センター系統（南高麗 02、02-2） ○飯能市乗合ワゴン ・苅生系統（南高麗 03） ○飯能市乗合ワゴン ・精明東系統 ・精明西系統 ・加治系統 ○自家用有償旅客運送 ・奥武蔵らくらく交通（区域運行） ○路線バス ・その他の系統	・ <u>地域旅客運送サービス継続事業</u> として路線の最適化を行う。 ・地域公共交通確保維持改善補助金（ <u>フィード一補助</u> ）を活用し、持続可能な運行を目指す。 ・ <u>地域旅客運送サービス継続事業</u> として路線の最適化を行う。 ・地域公共交通確保維持改善補助金（ <u>フィード一補助</u> ）を活用し、持続可能な運行を目指す。 ・交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保する。 ・地域公共交通確保維持改善補助金（ <u>フィード一補助</u> ）を活用し、持続可能な運行を目指す。 ・道路開通等による路線の見直しを検討する。 ・NPO 法人と連携した取組により、持続可能な運行を目指す。 ・交通事業者及び沿線の他自治体と連携した取組により一定以上の需要を確保する。

第2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

(1) 地域間幹線系統の維持・確保

1) 地域公共交通確保維持事業の必要性

国際興業バス名郷線、湯の沢線は、名栗村合併前から現在に至るまで飯能駅、東飯能駅を中心とする市街地と山間部を結ぶ路線として住民の生活を支えてきました。沿線には多くの住民がおり、通勤・通学、買い物、通院等幅広い目的で利用されています。また、名栗地区をはじめ沿線には多くの観光資源を抱えており、本市を訪れるハイキング客をはじめとした観光客の移動手段としても重要な役割を果たしています。沿線の少子化や人口減少が進み利用者が減少する中、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難なため、地域公共交通確保維持事業の活用により、今後も沿線住民だけでなく観光客等の来訪者の移動手段として路線を維持・確保していく必要があります。

表 7-2 補助系統に係る事業及び実施主体

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	実施主体 運行事業者
名郷線 (飯 03、飯 03-2)	飯能駅	東飯能駅(駅前広場)	名郷	4 条乗合	国際興業(株)
湯の沢線 (飯 01、飯 01-2)	飯能駅	東飯能駅(駅前広場)	湯の沢	4 条乗合	国際興業(株)

※詳細は「埼玉県地域間幹線系統確保維持計画」を参照

(2) 支線となる路線バスの最適化

地域旅客運送サービス継続事業を活用し、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた上で、路線の最適化を行います。また、地域内フィーダー系統として位置づけます。

表 7-3 支線となる路線バス

実施区域	対象路線(再編前)	再編後
原市場(中藤・中沢)地区	・国際興業バス 中沢線 ・国際興業バス 中藤線	▶ ・飯能駅系統 ・原市場地区行政センター系統 ・新寺系統
南高麗地区	・国際興業バス 間野黒指線	▶ ・小学校系統 ・南高麗地区行政センター系統

※詳細は、別紙「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画」を参照

第2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

(3) 地域内フィーダー系統の維持・確保：地域公共交通確保維持事業の必要性

1) 精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

表 7-4 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	実施主体	運行事業者
精明西系統	東飯能駅東口	精明地区行政センター	東飯能駅東口	4条乗合	飯能市	西武ハイヤー(株)
精明東系統	東飯能駅東口	下川崎センター	東飯能駅東口	4条乗合	飯能市	西武ハイヤー(株)
加治系統	東飯能駅東口	元加治駅	東飯能駅東口	4条乗合	飯能市	西武ハイヤー(株)

※詳細は別紙「地域公共交通確保維持事業の詳細」を参照のこと

第2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

2) 原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

3) 補助事業の必要性

いずれの地区においても、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

表 7-5 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	実施主体	運行事業者
中沢線（飯 04）	飯能駅	新寺	中沢	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
中藤（青石橋）線（飯 05）	飯能駅	新寺	中藤（青石橋）	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
原市場地区行政センター系統（原市場 01）	原市場地区行政センター	新寺	中沢	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
原市場地区行政センター系統（原市場 01-2）	原市場地区行政センター	新寺	中藤（青石橋）	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
新寺系統（原市場 02）	新寺	堂西	中沢	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
新寺系統（原市場 02-2）	新寺	堂西	中藤（青石橋）	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
小学校系統（南高麗 01）	東飯能駅（駅前広場）	南高麗小学校	間野黒指	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
南高麗地区行政センター系統（南高麗 02）	東飯能駅（駅前広場）	南高麗地区行政センター	間野黒指	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)
南高麗地区行政センター系統（南高麗 02-2）	東飯能駅（駅前広場）	南高麗地区行政センター	南高麗	4 条乗合	飯能市	国際興業(株)

第 2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

8.3 目標指標

それぞれの基本目標に対して達成状況を評価するための評価指標を設定します。また、各指標の算出方法等を次頁に示します。

表 8-1 基本目標に対する目標指標

	指標	基準値 R4 年(2022 年)	目標 R9 年(2027 年)
基本目標 1 : みんなでまもり、 育てる公共交通	指標 1-1 実車走行距離あたり利用者数 (市内全路線)	1.62 人／km (※R3 年数値)	基準値以上
	指標 1-2 実車走行距離あたり利用者数 (地域幹線)	1.77 人／km (※R3 年数値)	基準値以上
基本目標 2 : みんなが使いやすい 公共交通	指標 2-1 将来(10 年後)の外出に不安を 感じる人の割合	63%	63%未満
	指標 2-2 路線バスを年間 1 回以上利用 した割合	34%	40%以上
基本目標 3 : みんなでつくる 公共交通	指標 3-1 飯能市乗合ワゴン(精明地区・ 加治地区)の収支率	15.0%	20.0%
	指標 3-2 公共交通利便地域の人口割合	65.2%	現状維持

※公共交通利便地域とは、1 時間に 1 本以上飯能駅方面に運行している路線のバス停から 300m、
鉄道駅から 800m に含まれる地域のことを示します。

第 2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

表 8-2 各目標指標の算出方法等

指標 1-1、指標 1-2	実車走行距離あたり利用者数（市内全路線・地域幹線）
算出方法	市内を運行する交通事業者から利用者数のデータを入手し、算出します。 ※路線運行をしているスクールバス系統も算出対象とします。
算出頻度	毎年度
指標 2-1	将来（10 年後）の外出に不安を感じる人の割合
指標 2-2	路線バスを年間 1 回以上利用した割合
算出方法	市民アンケート調査により取得します。
算出頻度	次回計画改訂時
指標 3-1	飯能市乗合ワゴン（精明地区・加治地区）の収支率
算出方法	運行事業者からデータを入手し、算出します。 算出式 収支率 = 経常収入／経常経費 経常収入：運送収入、その他収入 ※公費補助を除く 経常経費：人件費、燃料油脂費等の運行に係る経費
算出頻度	毎年度
指標 3-2	公共交通利便地域の人口割合
算出方法	国勢調査の人口メッシュデータを使用し、算出します。
算出頻度	随時（指標数値に変化があった場合）

令和7年6月23日

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

（第2次飯能市地域公共交通計画 51頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

（第2次飯能市地域公共交通計画 52頁参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○精明地区、加治地区

- ・1 便当たり平均利用者数（全系統合計）：5人以上
 - ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：20%以上
- （第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

(2) 事業の効果

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区 ①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。 (実施主体：市、交通事業者) (第2次飯能市地域公共交通計画 56 頁参照) ②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。 (実施主体：市、地域、交通事業者) (第2次飯能市地域公共交通計画 56 頁参照) ③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (第2次飯能市地域公共交通計画 54、56 頁参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
○精明地区、加治地区 飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。 ・総事業費 令和7年度 6,630千円 令和8年度～令和9年度 6,665千円 ※総事業費は見込みであり、変更の可能性あり。 ○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区 ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 2 頁のとおり ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 2 頁のとおり
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。
- ・令和6年6月19日 国土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。
- ・令和7年6月23日（第33回協議会）において、当計画別紙案について審議、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

○原市場地区、南高麗地区

国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県飯能市双柳 1-1

（所 属）飯能市市民生活部交通政策課

（氏 名）清水 優

（電 話）042-973-2111（内線 617）

（e-mail）kotsu@city.hanno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

第2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

国際興業（株）が運行するコミュニティバスは、国の地域旅客運送サービス継続事業を活用して、バス路線中藤・中沢線及び間野黒指線の路線最適化を目的に、令和4年9月から実証運行を開始しています。

西武ハイヤー（株）が運行するコミュニティバスは、公共交通の不十分な地域のおでかけの足を確保することを目的に、加治地区と精明地区で一体的に運行しています。令和3年3月からの実証運行を経て、令和4年1月24日から「おでかけむーま号」として本格運行を始めました。月曜日・水曜日・金曜日の週3日（祝日と年末年始を除く）で運行しており、1か月あたりの乗車人数は約400人前後、1便あたりの利用者数は約3～4人となっており、1便あたり5人の乗車、収支率20%を目標としています。おでかけむーま号は「みんなで乗って育てよう」を合言葉としており、地域住民が積極的に利用するとともに、今後も持続可能な移動手段としていくため、地域、運行事業者、市が連携しながら運行の改善を検討していきます。



図 4-18 おでかけむーま号の車両



図 4-19 おでかけむーま号（精明・加治地区）の利用者数

第2 次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

8.2 各施策の取組内容

8.2.1 基本目標1に関する取組

基本目標1に関する取組について以降に示します。

基本目標1 みんなでまもり、育てる公共交通 ～利用促進・意識啓発・担い手支援～

公共交通を積極的に使ってもらい、残していくための事業を展開する

基本目標1 みんなでまもり、育てる公共交通 ～利用促進・意識啓発・担い手支援～

施策1 地域主体の利用促進事業

現状と課題	【現状】 お散歩マーケットを代表する各種エコツアー、わくわく名栗クラブによる川遊び体験、路線バス途中下車の旅の会による各事業をはじめ、多くの利用促進事業が実施されています。 【課題】 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の開催が難しい状況となっていますが、今後予想されるさらなる人口減少や少子化を踏まえ、引き続き地域主体の公共交通の利用促進事業の展開が必要です。																		
	  △お散歩マーケット △わくわく名栗クラブ川遊びイベント																		
取組内容	①地域団体による利用促進 路線バスをはじめとした公共交通の利用促進を目的として、公共交通を使ったイベントやスタンプラリー等を実施します。 (実施主体) 地域、市、交通事業者																		
	②エコツアーなど観光施策による利用促進 飯能エコツアーなどを通して環境にやさしいバス利用を促進するとともに、観光イベントによる鉄道や路線バスの利用促進など観光施策と連携した公共交通の利用促進を実施します。 (実施主体) 地域、市、交通事業者																		
実施期間	<table><tr><th></th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th></tr><tr><td>①</td><td>随時実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>随時実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		R5	R6	R7	R8	R9	①	随時実施					②	随時実施				
	R5	R6	R7	R8	R9														
①	随時実施																		
②	随時実施																		

第2次飯能市地域公共交通計画 該当箇所

施策3 市主体のモビリティ・マネジメント

現状と課題	【現状】 市では、公共交通を身近に感じてもらえるための「バスの乗り方教室」や、市内事業者を巻き込んでマイカーに依存したライフスタイルの見直しを目指す「ノーマイカーデー」など、公共交通の利用促進を目的として様々な事業を展開しています。 また、バス路線をはじめ市内の公共交通をわかりやすく見せるため「飯能市バスルートマップ」を配布し、飯能駅北口にはバスで行ける観光スポットを紹介した「バス観光案内図」を設置しています。 【課題】 公共交通の利用者が減少する中、路線の維持確保のため、引き続き公共交通の重要性について広く理解してもらい、バス路線沿線の地域に対してはマイバス意識を醸成するための取組を行う必要があります。 また、現在の飯能市バスルートマップなどを更新しながら、普段路線バスを使わない人や初めて来訪する人にとって行き先や乗り場などが分かりやすい運行情報の提供や利用促進に向けた市民意識醸成が必要です。  △ノーマイカーデーの実施 △飯能市バスルートマップの配布				
	①公共交通を理解してもらう取組の実施 公共交通を身近に感じてもらい、乗りたくなるような事業を継続して実施するとともに、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、厳しい状況に置かれている公共交通事業者の現状などを知ってもらう事業を実施します。また、市民を対象とした「出前講座」など公共交通や地域の移動手段についての勉強会を実施します。 （実施主体）市、地域、交通事業者 ②わかりやすい情報発信 公共交通マップの配布などにより、市民や観光客が市内路線バスなどを利用しやすいよう引き続きわかりやすい公共交通を目指した取組を実施します。 （実施主体）市、交通事業者				
実施期間	R5	R6	R7	R8	R9
①	● 随時実施	→			
②	● 随時実施	→			

関交企第31号
令和6年6月19日

飯能市長
新井 重治 殿

関東運輸局長 勝山 潔
(公印省略)

地域旅客運送サービス継続実施計画の認定について

令和6年5月16日付け6飯交政発第38号で申請のあった地域旅客運送サービス継続実施計画については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の3第2項の規定により認定したので通知する。

関東運輸局長 殿

飯能市長 新 井 重 治
(公 印 省 略)

地域旅客運送サービス継続実施計画変更認定申請書

標記について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法」という。）第 2 7 条の 3 及び同法施行規則第 3 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 地方公共団体の名称

飯能市

2. 変更しようとする事項

別添新旧対照表及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画」のとおり

3. 変更の理由

運行開始からの利用実績及び利用者、地域住民からの意見・要望を受けて、利便性を向上するため、運行系統、時刻表等の運行内容について変更するため

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 27 条の 2 第 3 項に規定する
特定旅客運送事業者の同意について

本計画は、下記のとおり同意を得たものである。

事業区分	事業者名	同意の形式
一般乗合旅客自動車運送事業	国際興業株式会社	第 28 回飯能市地域公共交通対策協議会の開催(R6.3.29)

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 27 条の 2 第 4 項に規定する
公共交通事業者等に対する意見の聴取について

本計画の作成にあたり、下記のとおり意見を聴取した。

関係者		聴取方法等
公共交通事業者等	西武バス株式会社	第 28 回飯能市地域公共交通対策協議会の開催(R6.3.29)
	イーグルバス株式会社	
	西武ハイヤー株式会社	
	東日本旅客鉄道株式会社	
	西武鉄道株式会社	
道路管理者	飯能県土整備事務所	
	飯能市(建設部)	
公安委員会	飯能警察署	

飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画 （中藤・中沢地区）

1 実施区域

飯能市

仲町、柳町、東町、八幡町、本町、山手町、大字飯能、大字永田、大字久須美、大字小瀬戸、大字上赤工、大字下赤工、大字原市場、大字中藤下郷、大字中藤中郷、大字中藤上郷、大字南

2 事業の内容・実施主体

（１）公募の結果

実施概要	中藤・中沢地区乗合交通運行事業者募集要項に基づき公募を実施 （公募期間 令和４年３月７日～令和４年３月２３日）
応募事業者数	１社
選定事業者	国際興業株式会社

（２）事業内容

系統	飯能駅便 (飯 04・飯 05)	原市場地区行政センター便 (原市場 01・原市場 01-2)	新寺便 (原市場 02・原市場 02-2)				
運行事業者	国際興業株式会社						
運行の種別	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）						
運行期間	令和 5 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日						
運行路線	※別紙路線図のとおり						
運行日	飯 04：毎日 飯 05：平日	週 3 日	毎日				
運行便数	単位：便						
	系統	平日		土曜		休日	
		往	復	往	復	往	復
	飯能駅便（飯 04）	4	2	2	1	2	1
	飯能駅便（飯 05）	0	1	0	0	0	0
	原市場地区行政センタ ー便（原市場 01）	1	1	0	0	0	0
		週 3 日運行					
	原市場地区行政センタ ー便（原市場 01-2）	2	2	0	0	0	0
		週 3 日運行					
	新寺便（原市場 02）	2	2	3	3	3	3
新寺便（原市場 02-2）	4	4	1	1	1	1	

飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）該当箇所

車両	大型車両	ワゴン車両	ワゴン車両
運賃体系	対キロ区間制運賃 ※別紙運賃表のとおり	一律 300 円（小児 150 円） ※中沢-新寺間 100 円	一律 100 円（小児 50 円）

3 地方公共団体による支援の内容

市が運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を予算の範囲内で補助する。
補助方法は、協議により決定する。

4 実施予定期間

令和 5 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

5 事業実施に必要な資金の額・調達方法

(1) 実施年度 令和 6 年度

項目	総事業費		調達方法	
		内訳	調達主体	内 容
全系統	36,537 千円	2,558 千円	国際興業(株)	運行収入等
		16,990 千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
		16,989 千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

(2) 実施年度 令和 7 年度～令和 8 年度（1 年分）

項目	総事業費		調達方法	
		内訳	調達主体	内 容
全系統	39,925 千円	2,794 千円	国際興業(株)	運行収入等
		18,566 千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
		18,565 千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

6 事業の効果

目標指標	事業の効果	関連する第2次飯能市地域公共交通計画の目標指標
・1便（片道）あたりの利用者数 4人以上	持続可能な運行につながり、地域住民の移動手段が確保される。	指標 2-1 将来（10年後）の外出に不安を感じる人の割合 指標 2-2 路線バスを年間1回以上利用した割合 指標 3-2 公共交通利便地域の人口割合

7 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

第2次飯能市地域公共交通計画（令和5年3月策定）

- ・基本目標1 施策3 市主体のモビリティ・マネジメント（56頁）
- ・基本目標2 施策1 利用しやすい待合環境の整備と情報発信（59頁）
- ・基本目標2 施策2 乗継環境と道路環境の整備（60頁）

8 その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

地域住民の需要、安全・安定運行の必要性等により、運行経路、時刻表、運賃等の運行内容について変更を検討する。

令和6年10月1日変更

飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画 (南高麗地区)

1 実施区域

飯能市

仲町、柳町、東町、八幡町、本町、山手町、南町、大字飯能、大字大河原、大字矢嵐、美杉台一丁目、美杉台二丁目、美杉台三丁目、美杉台六丁目、美杉台七丁目、茜台一丁目、茜台二丁目、大字岩淵、大字下畑、大字上畑、大字下直竹、大字上直竹下分、大字上直竹上分

2 事業の内容・実施主体

(1) 公募の結果

実施概要	南高麗地区乗合交通運行事業者募集要項に基づき公募を実施 (公募期間 令和4年3月7日～令和4年3月23日)
応募事業者数	1社
選定事業者	国際興業株式会社

(2) 事業内容

系統	小学校便（南高麗 01）	南高麗地区行政センター便 （南高麗 02・南高麗 02-2）					
運行事業者	国際興業株式会社						
運行の種別	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）						
運行期間	令和 5 年 9 月 1 日　～　令和 9 年 3 月 31 日						
運行路線	※別紙路線図のとおり						
運行日	週 5 日			週 3 日			
運行便数	単位：便						
	系統	月・水・金		火・木		土休日	
		往	復	往	復	往	復
	小学校便（南高麗 01）	4	3	4	3	0	0
	南高麗地区行政センター便（南高麗 02）	1	1	0	0	0	0
	南高麗地区行政センター便（南高麗 02-2）	1	1	0	0	0	0
車両	ワゴン車両						
運賃体系	一律 300 円（小児 150 円）						

3 地方公共団体による支援の内容

市が運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を予算の範囲内で補助する。
補助方法は、協議により決定する。

4 実施予定期間

令和5年9月1日 ～ 令和9年3月31日

5 事業実施に必要な資金の額・調達方法

(1) 実施年度 令和6年度

項目	総事業費		調達方法	
		内訳	調達主体	内 容
全系統	14,719 千円	1,030 千円	国際興業(株)	運行収入等
		6,845 千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
		6,844 千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

(2) 実施年度 令和7年度～令和8年度（1年分）

項目	総事業費		調達方法	
		内訳	調達主体	内 容
全系統	14,553 千円	1,018 千円	国際興業(株)	運行収入等
		6,768 千円	国際興業(株)	飯能市地域支線交通事業運行経費補助金
		6,767 千円	飯能市地域公共交通対策協議会	地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金

※総事業費及びその内訳については見込みであり、変更の可能性あり。

6 事業の効果

目標指標	事業の効果	関連する第2次飯能市地域公共交通計画の目標指標
・1便（片道）あたりの利用者数 3.5人以上	持続可能な運行につながり、地域住民の移動手段が確保される。	指標 2-1 将来（10年後）の外出に不安を感じる人の割合 指標 2-2 路線バスを年間1回以上利用した割合 指標 3-2 公共交通利便地域の人口割合

7 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

第2次飯能市地域公共交通計画（令和5年3月策定）

- ・基本目標1 施策3 市主体のモビリティ・マネジメント（56頁）
- ・基本目標2 施策1 利用しやすい待合環境の整備と情報発信（59頁）
- ・基本目標2 施策2 乗継環境と道路環境の整備（60頁）

8 その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

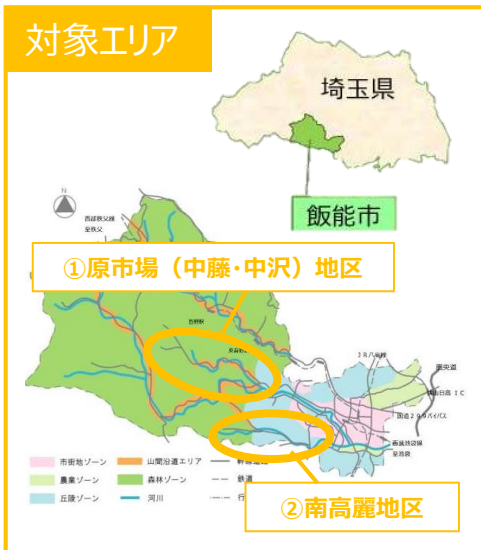
- ・地域住民の需要、安全・安定運行の必要性等により、運行経路、時刻表、運賃等の運行内容について変更を検討する。
- ・本事業の対象外であるが、同地区において同車両により苅生便（東飯能駅西口～苅生自治会館）を運行する。

令和6年10月1日変更

飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（概要）

○ 埼玉県飯能市では、サービス継続事業を活用し、利用者の減少により維持が困難となったバス路線2路線について再編を実施した。令和5年度から本格運行を開始していたものの、一部の便において乗車数が少ない区間があることから、より効率的な運行を行うため、途中停留所にて折り返し運行等を行う。

対象エリア



①原市場（中藤・中沢）地区

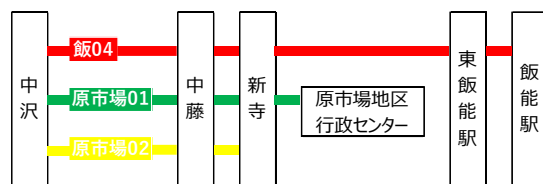
変更前

- ・運行時間帯が朝夕に偏っており、飯能駅まで買い物に出かけても帰る便がない。
- ・夕方の運行間隔が1時間に1本と少なく不便。

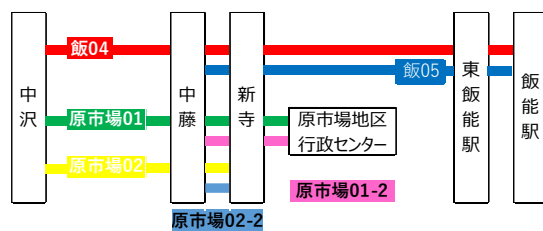
変更後

- ・短縮系統を増やすことで増便し、夕方は30分間隔の運行となるため、利便性が向上する。駅からも乗り継ぎ利用が可能。

前



後



②南高麗地区

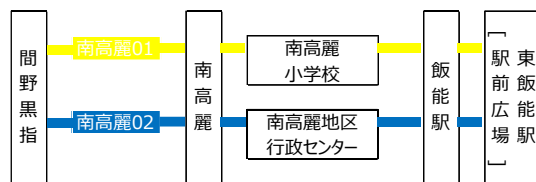
変更前

- ・通勤客が朝の通勤時には利用するものの、帰宅時間に合う便が無いため、退勤時に利用されない。
- ・時間帯によって、南高麗－間野黒指間の利用者が少ない。

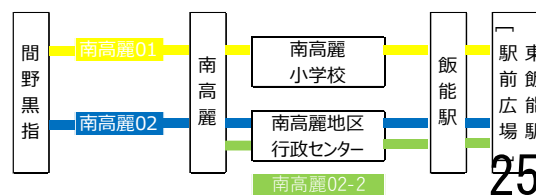
変更後

- ・乗客の少ない南高麗－間野黒指間を途中折り返し運行にすることで、運行時間が早まり、帰宅時にも利用可能となる。

前



後



<公募期間>

令和4年3月7日～23日

▶継続事業者は従前と同じ国際興業(株)に決定

<本格運行>

令和5年9月1日～

<変更日>

令和6年10月1日～

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能 駅東口	下川崎 センター	東飯能 駅東口	往 18.4km 循環	141日	282回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能 駅東口	精明地区 行政 センター	東飯能 駅東口	往 11.2km 循環	141日	282回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能 駅東口	元加治 駅	東飯能 駅東口	往 16.5km 循環	141日	564回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	国際興業(株)	(4) 飯能駅系統 (飯04)	飯能駅	新寺	中沢	往 15.1km 復 15.1km	364日	901.5回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(5) 飯能駅系統 (飯05)	飯能駅	新寺	中藤 (青石橋)	往 12.9km 復 12.9km	238日	119回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(6) 原市場地区 行政センター系統 (原市場01)	原市場 地区行政 センター	新寺	中沢	往 11.1km 復 11.1km	140日	140回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(7) 原市場地区 行政センター系統 (原市場01-2)	原市場 地区行政 センター	新寺	中藤 (青石橋)	往 8.9km 復 8.9km	140日	280回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(8) 新寺系統 (原市場02)	新寺	堂西	中沢	往 7.3km 復 7.3km	364日	854回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(9) 新寺系統 (原市場02-2)	新寺	堂西	中藤 (青石橋)	往 5.1km 復 5.1km	364日	1078回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
飯能市 青梅市	国際興業(株)	(10) 小学校系統 (南高麗01)	東飯能駅 (駅前広場)	南高麗 小学校	間野 黒指	往 11.1km 復 11.1km	243日	850.5回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の 国際興業バス名郷線と東飯能 駅(駅前広場)で接続する。	—
飯能市	国際興業(株)	(11) 南高麗地区 行政センター系統 (南高麗02)	東飯能駅 (駅前広場)	南高麗 地区行政 センター	間野 黒指	往 11.0km 復 11.0km	143日	143回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の 国際興業バス名郷線と東飯能 駅(駅前広場)で接続する。	—
	国際興業(株)	(12) 南高麗地区 行政センター系統 (南高麗02-2)	東飯能駅 (駅前広場)	南高麗 地区行政 センター	南高 麗	往 8.4km 復 8.4km	143日	143回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統の 国際興業バス名郷線と東飯能 駅(駅前広場)で接続する。	—

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯能市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	25,287
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
第2次飯能市地域公共交通計画	令和5年3月31日	
飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画	令和5年3月31日	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

系統地図

系統凡例

- 精明西コース (Red line)
- 精明東コース (Yellow line)
- 加治コース (Blue line)

※ 幹線系統 (国際興業バス名郷線)

停留所凡例

- 路線バスと共有 (Grey box)
- ワゴン専用 (White box)

運行順序

- 便：加治系統
- 便：精明東系統
- 便：加治系統
- 便：精明西系統
- 便：加治系統
- 便：精明東系統
- 便：加治系統
- 便：精明西系統

1 : 15,000

- ・国道299号上
- ・法定の駐停車禁止場所
- ・その他、他の車両の通行を妨げるような狭あいな場所、カーブなどの見通しの悪い場所、傾斜や路面に段差のある場所

時刻表

午前便

【加治コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	8:00
②	栄町	1分	8:01
③	飯能市役所	3分	8:04
④	総合福祉センター南	1分	8:05
⑤	緑町	1分	8:06
⑥	双柳入口	1分	8:07
③⑩	双柳南	1分	8:08
④①	デンキチ飯能店前	1分	8:09
③①	白髪白山神社	2分	8:11
③②	笠縫北	1分	8:12
③③	笠縫西武踏切南	1分	8:13
③④	加治小学校東	1分	8:14
③⑤	加治地区行政センター	4分	8:18
③⑥	笠縫不動尊	2分	8:20
③⑦	加治東地区行政センター	2分	8:22
③⑧	白鳥幼稚園	2分	8:24
③⑨	前原	1分	8:25
④⑩	元加治駅	6分	8:31
③⑨	前原	1分	8:32
③⑧	白鳥幼稚園	1分	8:33
③⑦	加治東地区行政センター	2分	8:35
③⑥	笠縫不動尊	2分	8:37
③⑤	加治地区行政センター	3分	8:40
③④	加治小学校東	1分	8:41
③③	笠縫西武踏切南	1分	8:42
③②	笠縫北	1分	8:43
③①	白髪白山神社	1分	8:44
④①	デンキチ飯能店前	2分	8:46
③⑩	双柳南	1分	8:47
⑥	双柳入口	1分	8:48
⑤	緑町	1分	8:49
④	総合福祉センター南	2分	8:51
③	飯能市役所	1分	8:52
②	栄町	2分	8:54
①	東飯能駅東口	1分	8:55
		55分	

15分

【精明東コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	9:10
②	栄町	1分	9:11
③	飯能市役所	3分	9:14
④	総合福祉センター南	1分	9:15
⑤	緑町	1分	9:16
⑥	双柳入口	1分	9:17
⑦	上の台	6分	9:23
⑧	向原団地	1分	9:24
⑨	新田団地	0分	9:24
⑩	平松団地	4分	9:28
⑱	上平松	1分	9:29
⑰	平松	0分	9:29
⑳	敬愛園	2分	9:31
㉑	坂上地藏尊	1分	9:32
㉒	芦荻場南	2分	9:34
㉓	芳ヶ谷	1分	9:35
㉔	下川崎西	2分	9:37
㉕	下川崎東	1分	9:38
㉖	下川崎センター	1分	9:39
㉗	川崎センター	2分	9:41
㉘	中原	1分	9:42
㉙	川崎入口	1分	9:43
⑰	平松	1分	9:44
⑱	上平松	0分	9:44
⑩	平松団地	2分	9:46
⑨	新田団地	2分	9:48
⑧	向原団地	0分	9:48
⑦	上の台	1分	9:49
⑥	双柳入口	6分	9:55
⑤	緑町	1分	9:56
④	総合福祉センター南	2分	9:58
③	飯能市役所	1分	9:59
②	栄町	2分	10:01
①	東飯能駅東口	1分	10:02
		52分	

13分

【加治コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	10:15
②	栄町	1分	10:16
③	飯能市役所	3分	10:19
④	総合福祉センター南	1分	10:20
⑤	緑町	1分	10:21
⑥	双柳入口	1分	10:22
③⑩	双柳南	1分	10:23
④①	デンキチ飯能店前	1分	10:24
③①	白髪白山神社	2分	10:26
③②	笠縫北	1分	10:27
③③	笠縫西武踏切南	1分	10:28
③④	加治小学校東	1分	10:29
③⑤	加治地区行政センター	4分	10:33
③⑥	笠縫不動尊	2分	10:35
③⑦	加治東地区行政センター	2分	10:37
③⑧	白鳥幼稚園	2分	10:39
③⑨	前原	1分	10:40
④⑩	元加治駅	6分	10:46
③⑨	前原	1分	10:47
③⑧	白鳥幼稚園	1分	10:48
③⑦	加治東地区行政センター	2分	10:50
③⑥	笠縫不動尊	2分	10:52
③⑤	加治地区行政センター	3分	10:55
③④	加治小学校東	1分	10:56
③③	笠縫西武踏切南	1分	10:57
③②	笠縫北	1分	10:58
③①	白髪白山神社	1分	10:59
④①	デンキチ飯能店前	2分	11:01
③⑩	双柳南	1分	11:02
⑥	双柳入口	1分	11:03
⑤	緑町	1分	11:04
④	総合福祉センター南	2分	11:06
③	飯能市役所	1分	11:07
②	栄町	2分	11:09
①	東飯能駅東口	1分	11:10
		55分	

15分

【精明西コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	11:25
②	栄町	1分	11:26
③	飯能市役所	3分	11:29
④	総合福祉センター南	1分	11:30
⑤	緑町	1分	11:31
⑥	双柳入口	1分	11:32
⑦	上の台	6分	11:38
⑧	向原団地	1分	11:39
⑨	新田団地	0分	11:39
⑩	平松団地	4分	11:43
⑪	精明地区行政センター	0分	11:43
⑫	精明小学校	1分	11:44
⑬	下加治	1分	11:45
⑭	飯能靖和病院	1分	11:46
⑮	白子神社	0分	11:46
⑯	飯能看護学校	1分	11:47
⑰	飯能警察署	1分	11:48
⑥	双柳入口	3分	11:51
⑤	緑町	1分	11:52
④	総合福祉センター南	2分	11:54
③	飯能市役所	1分	11:55
②	栄町	2分	11:57
①	東飯能駅東口	1分	11:58
		33分	

82分
(昼休憩)

午後便

【加治コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	13:20
②	栄町	1分	13:21
③	飯能市役所	3分	13:24
④	総合福祉センター南	1分	13:25
⑤	緑町	1分	13:26
⑥	双柳入口	1分	13:27
③⑩	双柳南	1分	13:28
④①	デンキチ飯能店前	1分	13:29
③①	白髪白山神社	2分	13:31
③②	笠縫北	1分	13:32
③③	笠縫西武踏切南	1分	13:33
③④	加治小学校東	1分	13:34
③⑤	加治地区行政センター	3分	13:37
③⑥	笠縫不動尊	2分	13:39
③⑦	加治東地区行政センター	2分	13:41
③⑧	白鳥幼稚園	2分	13:43
③⑨	前原	1分	13:44
④⑩	元加治駅	4分	13:48
③⑨	前原	1分	13:49
③⑧	白鳥幼稚園	1分	13:50
③⑦	加治東地区行政センター	2分	13:52
③⑥	笠縫不動尊	2分	13:54
③⑤	加治地区行政センター	2分	13:56
③④	加治小学校東	1分	13:57
③③	笠縫西武踏切南	1分	13:58
③②	笠縫北	1分	13:59
③①	白髪白山神社	1分	14:00
④①	デンキチ飯能店前	2分	14:02
③⑩	双柳南	1分	14:03
⑥	双柳入口	1分	14:04
⑤	緑町	1分	14:05
④	総合福祉センター南	2分	14:07
③	飯能市役所	1分	14:08
②	栄町	2分	14:10
①	東飯能駅東口	1分	14:11
		51分	

14分

【精明東コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	14:25
②	栄町	1分	14:26
③	飯能市役所	3分	14:29
④	総合福祉センター南	1分	14:30
⑤	緑町	1分	14:31
⑥	双柳入口	1分	14:32
⑦	上の台	6分	14:38
⑧	向原団地	1分	14:39
⑨	新田団地	0分	14:39
⑩	平松団地	3分	14:42
⑱	上平松	1分	14:43
⑰	平松	0分	14:43
⑳	敬愛園	2分	14:45
㉑	坂上地藏尊	1分	14:46
㉒	芦荻場南	2分	14:48
㉓	芳ヶ谷	1分	14:49
㉔	下川崎西	2分	14:51
㉕	下川崎東	1分	14:52
㉖	下川崎センター	1分	14:53
㉗	川崎センター	2分	14:55
㉘	中原	1分	14:56
㉙	川崎入口	1分	14:57
⑰	平松	1分	14:58
⑱	上平松	0分	14:58
⑩	平松団地	1分	14:59
⑨	新田団地	2分	15:01
⑧	向原団地	0分	15:01
⑦	上の台	1分	15:02
⑥	双柳入口	6分	15:08
⑤	緑町	1分	15:09
④	総合福祉センター南	2分	15:11
③	飯能市役所	1分	15:12
②	栄町	2分	15:14
①	東飯能駅東口	1分	15:15
		50分	

10分

【加治コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	15:25
②	栄町	1分	15:26
③	飯能市役所	3分	15:29
④	総合福祉センター南	1分	15:30
⑤	緑町	1分	15:31
⑥	双柳入口	1分	15:32
③⑩	双柳南	1分	15:33
④①	デンキチ飯能店前	1分	15:34
③①	白髪白山神社	2分	15:36
③②	笠縫北	1分	15:37
③③	笠縫西武踏切南	1分	15:38
③④	加治小学校東	1分	15:39
③⑤	加治地区行政センター	3分	15:42
③⑥	笠縫不動尊	2分	15:44
③⑦	加治東地区行政センター	2分	15:46
③⑧	白鳥幼稚園	2分	15:48
③⑨	前原	1分	15:49
④⑩	元加治駅	4分	15:53
③⑨	前原	1分	15:54
③⑧	白鳥幼稚園	1分	15:55
③⑦	加治東地区行政センター	2分	15:57
③⑥	笠縫不動尊	2分	15:59
③⑤	加治地区行政センター	2分	16:01
③④	加治小学校東	1分	16:02
③③	笠縫西武踏切南	1分	16:03
③②	笠縫北	1分	16:04
③①	白髪白山神社	1分	16:05
④①	デンキチ飯能店前	2分	16:07
③⑩	双柳南	1分	16:08
⑥	双柳入口	1分	16:09
⑤	緑町	1分	16:10
④	総合福祉センター南	2分	16:12
③	飯能市役所	1分	16:13
②	栄町	2分	16:15
①	東飯能駅東口	1分	16:16
		51分	

9分

【精明西コース】			
	停留所	所要時間	時 刻
①	東飯能駅東口	0分	16:25
②	栄町	1分	16:26
③	飯能市役所	3分	16:29
④	総合福祉センター南	1分	16:30
⑤	緑町	1分	16:31
⑥	双柳入口	1分	16:32
⑦	上の台	6分	16:38
⑧	向原団地	1分	16:39
⑨	新田団地	0分	16:39
⑩	平松団地	3分	16:42
⑪	精明地区行政センター	0分	16:42
⑫	精明小学校	1分	16:43
⑬	下加治	1分	16:44
⑭	飯能靖和病院	1分	16:45
⑮	白子神社	0分	16:45
⑯	飯能看護学校	1分	16:46
⑰	飯能警察署	1分	16:47
⑥	双柳入口	3分	16:50
⑤	緑町	1分	16:51
④	総合福祉センター南	2分	16:53
③	飯能市役所	1分	16:54
②	栄町	2分	16:56
①	東飯能駅東口	1分	16:57
		32分	

(帰庫)

時刻表（上り）

R6 (2024) . 10. 1改正

平日

運行日 系 統 行 先 便 目 車 両	月～金				運行日	月・水・金のみ			月～金						
	飯04					系 統	原市場01-2	原市場01	原市場01-2	原市場02-2	原市場02-2	原市場02	原市場02-2	原市場02-2	原市場02
	飯能駅便				原市場地区行政センター便			新寺便							
	飯能駅				行 先		原市場地区行政センター			新寺					
	①	②	③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
大型	大型	大型	大型	便 目		ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン

中 沢	6:20	7:00	7:37	8:40			10:54				18:57			20:25
田中	6:20	7:00	7:37	8:40			10:54				18:57			20:25
戸丸	6:22	7:02	7:39	8:42			10:56				18:59			20:27
中藤（青石橋）	6:25	7:05	7:42	8:45		10:00	10:58	12:14	17:51	18:21	19:01	19:30	19:55	20:29
中内	6:25	7:05	7:42	8:45		10:00	10:58	12:14	17:51	18:21	19:01	19:30	19:55	20:29
旭橋	6:26	7:06	7:43	8:46		10:01	10:59	12:15	17:52	18:22	19:02	19:31	19:56	20:30
清久橋	6:27	7:07	7:44	8:47		10:01	10:59	12:15	17:52	18:22	19:02	19:31	19:56	20:30
久根花	6:27	7:07	7:44	8:47		10:02	11:00	12:16	17:53	18:23	19:03	19:32	19:57	20:31
釣場	6:28	7:08	7:45	8:48		10:03	11:01	12:17	17:54	18:24	19:04	19:33	19:58	20:32
中郷	6:29	7:09	7:46	8:49		10:03	11:01	12:17	17:54	18:24	19:04	19:33	19:58	20:32
下郷	6:30	7:10	7:47	8:50		10:04	11:02	12:18	17:55	18:25	19:05	19:34	19:59	20:33
天神橋	6:30	7:10	7:47	8:50		10:04	11:02	12:18	17:55	18:25	19:05	19:34	19:59	20:33
種木橋	6:31	7:11	7:48	8:51		10:05	11:03	12:19	17:56	18:26	19:06	19:35	20:00	20:34
野ヶ崎	6:32	7:12	7:49	8:52		10:06	11:04	12:20	17:57	18:27	19:07	19:36	20:01	20:35
堂西	6:33	7:13	7:50	8:53		10:07	11:05	12:21	17:58	18:28	19:08	19:37	20:02	20:36
野口	6:33	7:13	7:50	8:53		10:08	11:06	12:22	17:59	18:29	19:09	19:38	20:03	20:37

新 寺	6:35	7:15	7:52	8:55	新 寺	10:10	11:08	12:24	18:01	18:31	19:13	19:40	20:05	20:41
（飯能駅方面への乗換便）	（直通）	（直通）	（直通）	（直通）	（飯能駅方面への乗換便）	▶10:20	▶11:18	▶13:11	▶18:34	▶18:34	▶19:52	▶19:52	▶20:47	▶20:47
小瀬戸	6:36	7:16	7:53	8:56	尾長入口	10:10	11:08	12:24						
小瀬戸公民館	6:36	7:16	7:53	8:56	曲竹	10:11	11:09	12:25						
飯能第二小学校	6:37	7:17	7:54	8:57	下赤工	10:12	11:10	12:26						
久須美	6:38	7:18	7:55	8:58	原市場小学校	10:13	11:11	12:27						
坂の上	6:39	7:19	7:56	8:59	赤工	10:14	11:12	12:28						
永田会館	6:41	7:21	7:58	9:01	エコス前	10:14	11:12	12:28						
永田	6:41	7:21	7:58	9:01	上赤工	10:15	11:13	12:29						
永田大杉	6:42	7:22	7:59	9:02	畑中	10:16	11:14	12:30						
本郷	6:43	7:23	8:00	9:03	原市場中学校	10:17	11:15	12:31						
吾妻峡入口	6:43	7:23	8:00	9:03	原市場	10:17	11:15	12:31						
岩根橋	6:44	7:24	8:01	9:04	原市場地区行政センター	10:20	11:18	12:34						
市民会館・博物館	6:45	7:25	8:02	9:05										
飯能河原	6:47	7:27	8:04	9:07										
本町	6:48	7:28	8:05	9:08										
仲町	6:49	7:29	8:06	9:09										
中央通り	6:50	7:30	8:07	9:10										
東飯能駅	6:51	7:31	8:08	9:11										
東飯能駅（駅前広場）	-	-	-	-										
柳原	6:52	7:32	8:09	9:12										
車庫前	6:53	7:33	8:10	9:13										

飯能駅	7:00	7:40	8:17	9:20
-----	------	------	------	------

中 沢	—
田中	—
戸丸	—
中藤（青石橋）	7:48
中内	7:48
旭橋	7:49
清久橋	7:49
久根花	7:50
釣場	7:51
中郷	7:52
下郷	7:53
天神橋	7:53
種木橋	7:54
野ヶ崎	7:55
堂西	7:56
野口	7:56

新 寺	7:58
（飯能駅方面への乗換便）	▶8:05
尾長入口	7:58
曲竹	7:59
下赤工	8:01
原市場小学校	8:07
※スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。	

運行日 系 統 行 先 便 目 車 両	月～金		運行日 系 統 行 先 便 目 車 両	月・水・金のみ			運行日 系 統 行 先 便 目 車 両	月～金							
	飯04	飯05		原市場01	原市場01-2	原市場01-2		飯04	原市場02-2	原市場02-2	原市場02	原市場02-2	原市場02-2	原市場02	
	飯能駅便			原市場地区行政センター便				新寺便							
	中沢	中藤 (青石橋)		中沢	中藤 (青石橋)	中藤 (青石橋)		中沢	中藤 (青石橋)	中藤 (青石橋)	中沢	中藤 (青石橋)	中藤 (青石橋)	中沢	
	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
	大型	大型		ワゴン	ワゴン	ワゴン		大型	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	
飯能駅	6:24	7:07		9:25	11:25	12:25	飯能駅	14:46	17:14	17:45	18:14	18:57	19:24	19:48	
車庫前	6:25	7:08		名郷	湯の沢	名郷	車庫前	14:47	飯能駅発の新寺での乗換便						
柳原	6:26	7:09					柳原	14:48							
東飯能駅（駅前広場）	6:27	7:10					東飯能駅（駅前広場）	14:49							
東飯能駅	6:27	7:10					東飯能駅	14:49							
中央通り	6:28	7:11					中央通り	14:50							
仲町	6:28	7:11					仲町	14:50							
本町	6:29	7:12					本町	14:51							
飯能河原	6:29	7:12					飯能河原	14:52							
市民会館・博物館	6:30	7:13	原市場地区行政 センター	10:25	11:40	12:40	市民会館・博物館	14:53							
岩根橋	6:31	7:14					岩根橋	14:54							
吾妻峡入口	6:32	7:15	原市場	10:25	11:40	12:40	吾妻峡入口	14:55							
本郷	6:32	7:15	原市場中学校	10:26	11:41	12:41	本郷	14:56							
永田大杉	6:33	7:16	畑中	10:27	11:42	12:42	永田大杉	14:57							
永田	6:33	7:16	上赤工	10:28	11:43	12:43	永田	14:57							
永田会館	6:34	7:17	エコス前	10:28	11:43	12:43	永田会館	14:58							
坂の上	6:35	7:18	赤工	10:28	11:43	12:43	坂の上	14:59							
久須美	6:35	7:18	原市場小学校	10:29	11:44	12:44	久須美	14:59							
飯能第二小学校	6:36	7:19	下赤工	10:30	11:45	12:45	飯能第二小学校	15:00							
小瀬戸公民館	6:36	7:19	曲竹	10:31	11:46	12:46	小瀬戸公民館	15:00							
小瀬戸	6:37	7:20	尾長入口	10:31	11:46	12:46	小瀬戸	15:01							
新 寺	6:39	7:22	新 寺	10:33	11:48	12:48	新 寺	15:03	17:38	18:09	18:38	19:18	19:44	20:08	
（飯能駅方面からの乗換便）	（直通）	（直通）	（飯能駅方面からの乗換便）	◀9:42	▶11:42	▶12:42	（飯能駅方面からの乗換便）	（直通）	▶17:31	▶18:02	▶18:31	▶19:14	▶19:41	▶20:05	
野口	6:39	7:22		10:33	11:48	12:48	野口	15:03	17:38	18:09	18:38	19:18	19:44	20:08	
堂西	6:40	7:23		10:34	11:49	12:49	堂西	15:04	17:39	18:10	18:39	19:19	19:45	20:09	
野ヶ崎	6:41	7:24		10:35	11:50	12:50	野ヶ崎	15:05	17:40	18:11	18:40	19:20	19:46	20:10	
種木橋	6:41	7:24		10:35	11:50	12:50	種木橋	15:05	17:40	18:11	18:40	19:20	19:46	20:10	
天神橋	6:42	7:25		10:36	11:51	12:51	天神橋	15:06	17:41	18:12	18:41	19:21	19:47	20:11	
下郷	6:43	7:26		10:37	11:52	12:52	下郷	15:07	17:42	18:13	18:42	19:22	19:48	20:12	
中郷	6:44	7:27		10:38	11:53	12:53	中郷	15:08	17:43	18:14	18:43	19:23	19:49	20:13	
釣															

[illegible]

時刻表（上り）

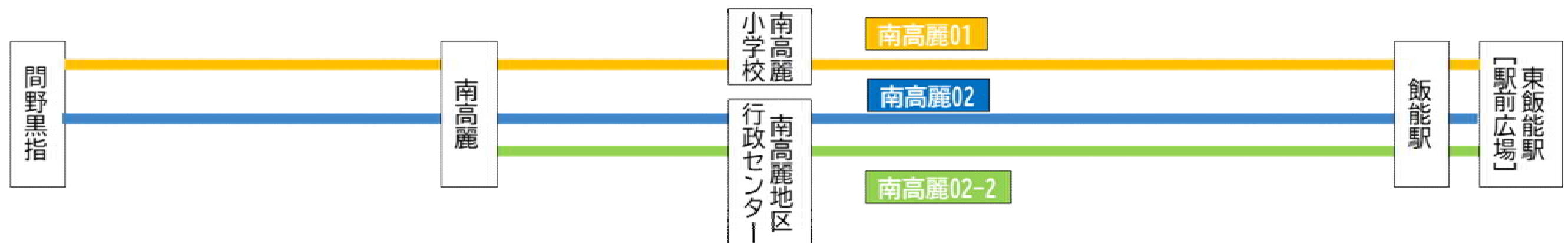
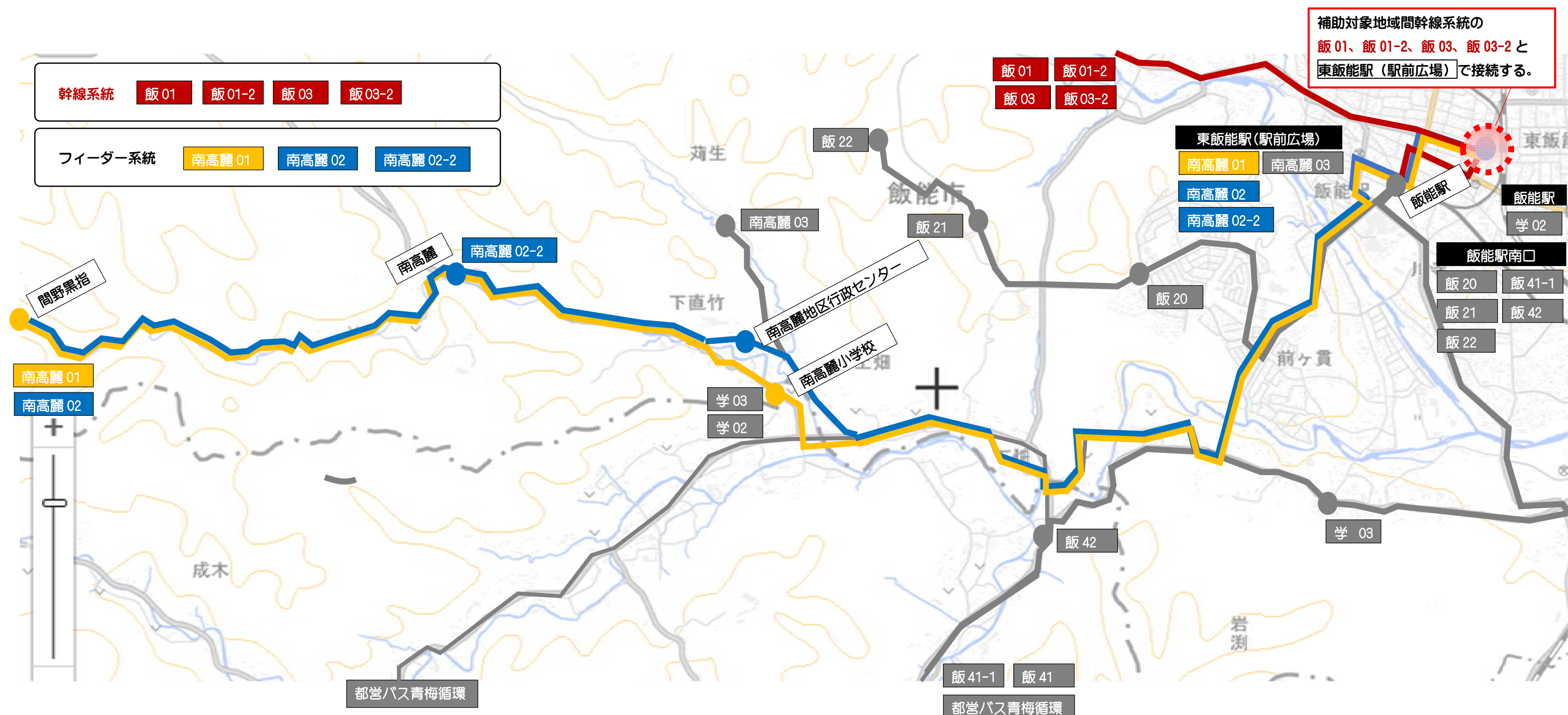
土休日

系 統	飯04		原市場地区行政センター便	原市場02-2 原市場02 原市場02 原市場02					
	飯能駅便			新寺便					
行 先 便 目 面	飯能駅		原市場地区行政センター（新寺経由）			新寺			
	① 大型	② 大型				③ ワゴン	④ ワゴン	⑤ ワゴン	⑥ ワゴン
中 沢	7:00	9:00				—	17:56	18:43	19:32
田中	7:00	9:00					17:56	18:43	19:32
戸丸	7:02	9:02					17:58	18:45	19:34
中藤（青石橋）	7:04	9:04				17:15	18:00	18:47	19:36
中内	7:04	9:04				17:15	18:00	18:47	19:36
旭橋	7:05	9:05				17:16	18:01	18:48	19:37
清久橋	7:06	9:06				17:16	18:01	18:48	19:37
久根花	7:06	9:06				17:17	18:02	18:49	19:38
釣場	7:07	9:07				17:18	18:03	18:50	19:39
中郷	7:08	9:08				17:18	18:03	18:50	19:39
下郷	7:09	9:09				17:19	18:04	18:51	19:40
天神橋	7:09	9:09				17:19	18:04	18:51	19:40
種木橋	7:10	9:10				17:20	18:05	18:52	19:41
野ヶ崎	7:11	9:11				17:21	18:06	18:53	19:42
堂西	7:12	9:12				17:22	18:07	18:54	19:43
野口	7:12	9:12				17:23	18:08	18:55	19:44
新 寺	7:14	9:14				17:25	18:12	18:59	19:48
（飯能駅方面への乗換便）	（直通）	（直通）				▶17:28	▶18:22	▶19:05	▶20:06
小瀬戸	7:15	9:15							
小瀬戸公民館	7:15	9:15							
飯能第二小学校	7:16	9:16							
久須美	7:17	9:17							
坂の上	7:18	9:18							
永田会館	7:20	9:20							
永田	7:20	9:20							
永田大杉	7:21	9:21							
本郷	7:22	9:22							
吾妻峡入口	7:22	9:22							
岩根橋	7:23	9:23							
市民会館・博物館	7:24	9:24							
飯能河原	7:26	9:26							
本町	7:27	9:27							
仲町	7:28	9:28							
中央通り	7:29	9:29							
東飯能駅	7:30	9:30							
東飯能駅（駅前広場）	—	—							
柳原	7:31	9:31							
車庫前	7:32	9:32							
飯能駅	7:37	9:37							

時刻表（下り）

土休日

系 統	飯04	原市場地区行政センター便			原市場02-2	原市場02	原市場02	原市場02
	飯能駅便				新寺便			
行 先	中沢	中沢 （新寺経由）			中藤 （青石橋）	中沢		
	① 大型				② ワゴン	③ ワゴン	④ ワゴン	⑤ ワゴン
飯能駅	8:20				16:42	17:15	17:51	18:53
					湯の沢	名郷	名栗車庫	名郷
車庫前	8:21					飯能駅発の新寺での乗換便		
柳原	8:22							
東飯能駅（駅前広場）	8:23							
東飯能駅	8:23							
中央通り	8:24							
仲町	8:24							
本町	8:25							
飯能河原	8:26							
市民会館・博物館	8:27							
岩根橋	8:28							
吾妻峡入口	8:29							
本郷	8:30							
永田大杉	8:31							
永田	8:31							
永田会館	8:32							
坂の上	8:33							
久須美	8:33							
飯能第二小学校	8:34							
小瀬戸公民館	8:34							
小瀬戸	8:35							
新 寺	8:37				17:04	17:37	18:17	19:15
（飯能駅方面からの乗換便）	（直通）				◀16:59	◀17:32	◀18:08	◀19:10
野口	8:37				17:04	17:37	18:17	19:15
堂西	8:38				17:05	17:38	18:18	19:16
野ヶ崎	8:39				17:06	17:39	18:19	19:17
種木橋	8:39				17:06	17:39	18:19	19:17
天神橋	8:40				17:07	17:40	18:20	19:18
下郷	8:41				17:08	17:41	18:21	19:19
中郷	8:42				17:09	17:42	18:22	19:20
釣場	8:43				17:10	17:43	18:23	19:21
久根花	8:44				17:11	17:44	18:24	19:22
清久橋	8:44				17:11	17:44	18:24	19:22
旭橋	8:46				17:12	17:45	18:25	19:23
中内	8:46				17:12	17:45	18:25	19:23
中藤（青石橋）	8:48				17:14	17:46	18:26	19:24
戸丸	8:50					17:48	18:28	19:26
田中	8:52					17:50	18:30	19:28
中 沢	8:55				—	17:53	18:33	19:35



時刻表（上り）

平日

運行日	月～金		月・水・金のみ				要確認※	月～金	要確認※	月～金
系 統	南高麗01	南高麗01	南高麗03	南高麗02	南高麗02-2	南高麗03	学03	南高麗01	学02	南高麗01
行 先	小学校便	小学校便	苅生便	南高麗地区行政センター便	南高麗地区行政センター便	苅生便	スクールバス 岩淵方面	小学校便	スクールバス 岩淵方面	小学校便
便 目 車 両	① ワゴン	② ワゴン	③ ワゴン	④ ワゴン	⑤ ワゴン	⑥ ワゴン	※ 大型	⑦ ワゴン	※ 大型	⑧ ワゴン
苅生自治会館	—	—	9:58	—	—	13:30	—	—	—	—
南高麗地区行政センター	—	—	10:01	—	—	13:33	—	—	—	—
八坂橋	—	—	10:02	—	—	13:34	—	—	—	—
間野黒指	7:40	8:50	—	11:28	—	—	—	14:53	—	16:06
間野	7:42	8:52	—	11:30	—	—	—	14:55	—	16:08
下間野	7:43	8:53	—	11:31	—	—	—	14:56	—	16:09
弁天前	7:44	8:54	—	11:32	—	—	—	14:57	—	16:10
南高麗	7:45	8:55	—	11:33	12:30	—	—	14:58	—	16:11
申淵	7:46	8:56	—	11:34	12:31	—	—	14:59	—	16:12
八坂橋	7:47	8:57	—	—	—	—	—	15:00	—	16:13
南高麗小学校	7:48	8:58	10:03	—	—	13:35	14:50	15:01	15:50	16:14
成木一丁目四ツ角	7:49	8:59	10:04	—	—	13:36	—	15:02	—	16:15
畑の蔵	7:49	8:59	10:04	—	—	13:36	—	15:02	—	16:15
八坂橋（スクールバス）	—	—	—	—	—	—	14:50	—	15:50	—
南高麗地区行政センター	—	—	—	11:36	12:33	—	14:50	—	15:50	—
上畑	7:50	9:00	10:05	11:37	12:34	13:37	14:53	15:03	15:53	16:16
下畑	7:51	9:01	10:06	11:38	12:35	13:38	14:54	15:04	15:54	16:17
飯能リハビリ館	7:53	9:03	10:08	11:40	12:37	13:40	—	15:06	—	16:19
東下畑	7:55	9:05	10:10	11:42	12:39	13:42	14:55	15:08	15:55	16:21
住宅前	7:56	9:06	10:11	11:43	12:40	13:43	14:56	15:09	15:56	16:22
尾根下	7:57	9:07	10:12	11:44	12:41	13:44	14:57	15:10	15:57	16:23
岩淵	—	—	—	—	—	—	14:58	—	15:58	—
前ヶ貫入口	—	—	—	—	—	—	14:59	—	15:59	—
みどり橋	7:58	9:08	10:13	11:45	12:42	13:45	—	15:11	—	16:24
アルプス美杉台店	7:58	9:08	10:13	11:45	12:42	13:45	—	15:11	—	16:24
飯能駅	8:05	9:15	10:20	11:52	12:49	13:52	—	15:18	16:09	16:31
東飯能駅（駅前広場）	8:10	9:20	10:25	11:57	12:54	13:57	—	15:23	—	16:36

※ スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。

時刻表（下り）

平日

運行日	要確認※	月～金	月・水・金のみ				月～金	
系 統	学03	南高麗01	南高麗03	南高麗02	南高麗02-2	南高麗03	南高麗01	南高麗01
	スクールバス	小学校便	苅生便	南高麗地区行政センター便	南高麗地区行政センター便	苅生便	小学校便	小学校便
行 先	南高麗小学校	間野黒指	苅生自治会館	間野黒指	南高麗	苅生自治会館	間野黒指	間野黒指
便 目	※	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
車 両	大型	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン	ワゴン
東飯能駅（駅前広場）	—	8:15	9:27	10:54	12:02	13:00	14:18	15:28
飯能駅	7:25	8:18	9:30	10:57	12:05	13:03	14:21	15:31
アルプス美杉台店	—	8:23	9:35	11:02	12:10	13:08	14:26	15:36
前ヶ貫入口	7:35	—	—	—	—	—	—	—
岩渕	7:36	—	—	—	—	—	—	—
みどり橋	—	8:23	9:35	11:02	12:10	13:08	14:26	15:36
尾根下	7:37	8:24	9:36	11:03	12:11	13:09	14:27	15:37
住宅前	7:38	8:25	9:37	11:04	12:12	13:10	14:28	15:38
東下畑	7:40	8:26	9:38	11:05	12:13	13:11	14:29	15:39
飯能リハビリ館	—	8:29	9:41	11:08	12:16	13:14	14:32	15:42
下畑	7:41	8:30	9:42	11:09	12:17	13:15	14:33	15:43
上畑	7:42	8:31	9:43	11:10	12:18	13:16	14:34	15:44
畑の蔵	—	8:32	9:44	—	—	13:17	14:35	15:45
成木一丁目四ツ角	7:43	8:33	9:45	—	—	13:18	14:36	15:46
南高麗小学校	7:44	8:34	9:46	—	—	13:19	14:37	15:47
八坂橋	—	—	9:47	—	—	13:20	—	—
南高麗地区行政センター	—	—	9:49	11:12	12:20	13:22	—	—
苅生自治会館	—	—	9:54	—	—	13:27	—	—
八坂橋	—	8:35	—	—	—	—	14:38	15:48
申渕	—	8:37	—	11:15	12:23	—	14:40	15:50
南高麗	—	8:38	—	11:16	12:26	—	14:41	15:51
弁天前	—	8:39	—	11:17	—	—	14:42	15:52
下間野	—	8:40	—	11:18	—	—	14:43	15:53
間野	—	8:41	—	11:19	—	—	14:44	15:54
間野黒指	—	8:45	—	11:23	—	—	14:48	15:58

※ スクールバスは、小学校の予定により運休の可能性があります。

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【精明西・精明東・加治】

○運行日 毎週月曜、水曜、金曜 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休とする。

○運行日数 141 日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数		運行日数	×	回数／日	=	運行回数
・精明西コース	…	141	×	2	=	282 回
・精明東コース	…	141	×	2	=	282 回
・加治コース	…	141	×	4	=	564 回

■運行日カレンダー(令和7年10月～令和8年9月)

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
令和7年 10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	13
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	10
12月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30 31	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	12
令和8年 1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	11
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	10
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	12

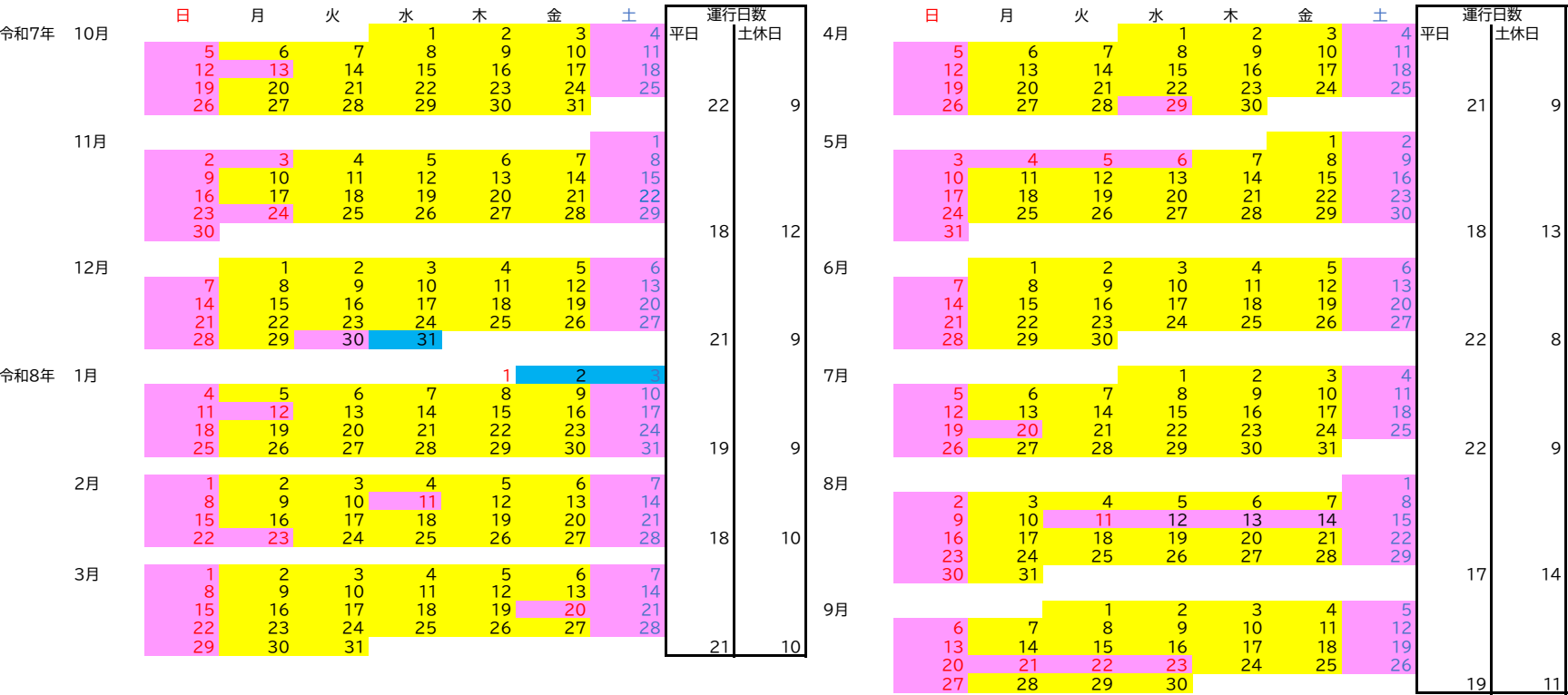
	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
4月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	12
5月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	11
6月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	13
7月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	13
8月	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	13
9月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	11

※凡例  … 運行日

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【飯能駅便(飯04)】

○運行日		毎日 ※旧盆期間、12/30は土休日ダイヤ、12/31～1/3は特別ダイヤで運行、1/1は連休とする。			
○運行日数(平日)	238日	○運行回数	飯04(平3)	平日	714
●運行日数(土休日)	123日	●運行回数	飯04(休1.5)	土休日	184.5
◎運行日数(土休日)	3日	◎運行回数	飯04(特1)	特別	3
364 /365				合計	901.5

■運行日カレンダー(令和7年10月～令和8年9月)



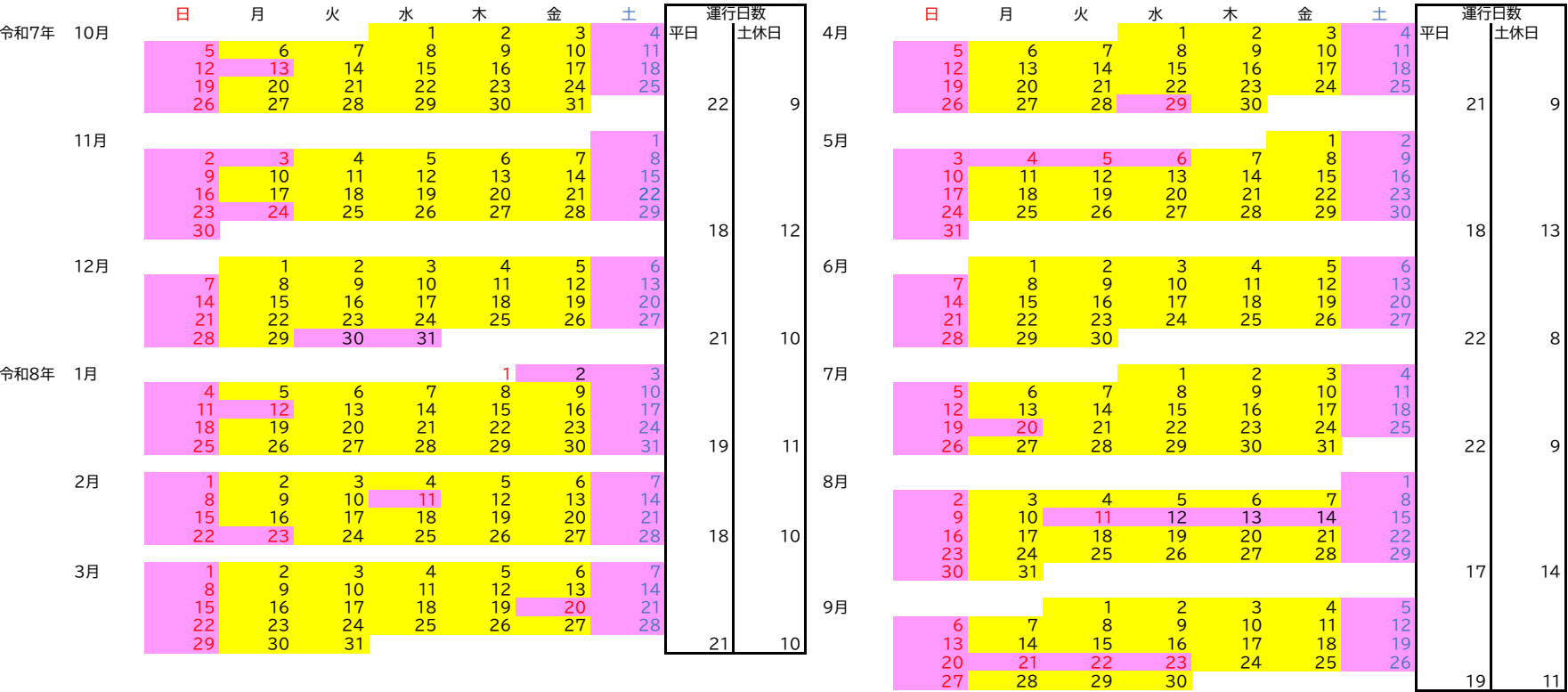
※凡例

...	運行日(平日)
...	運行日(土休日)
...	運行日(特別ダイヤ)

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【飯能駅便(飯05)・新寺便(原市場02)(原市場02-2)】

○運行日	毎日 ※旧盆期間、12/30～1/3は土休日ダイヤ、1/1は運休とする。				
○運行日数(平日)	238	日	○運行回数	飯05(平0.5/休0)	平日 119
●運行日数(土休日)	126	日	●運行回数	原市場02(平2/休3)	土休日 0
	364	/365		原市場02-2(平4/休1)	合計 119
					476
					378
					1078

■運行日カレンダー(令和7年10月～令和8年9月)



※凡例

...	運行日(平日)
...	運行日(土休日)

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【原市場地区行政センター便(原市場01)(原市場01-2)】

○運行日 毎週 月・水・金 原市場01.01-2:旧盆期間、12/30～1/3は土休日ダイヤ、1/1は運休とする。

○運行日数 140 日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数 原市場01(1回) 140 回
原市場01-2(2回) 280 回

■運行日カレンダー(令和7年10月～令和8年9月)

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
令和7年 10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	13
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	10
12月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	13
令和8年 1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29	9 16 23 30	10 17 24 31	11
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	10
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	12

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
4月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	12
5月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	11
6月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	13
7月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	13
8月	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	11
9月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	11

※凡例  ... 運行日(平日)

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【小学校便(南高麗01)】

○運行日 毎週 月～金 ※土休日、1/1～1/3は運休とする。

○運行日数 243 日 ※以下の運行日カレンダー参照

○運行回数 南高麗01(3.5回) 850.5 回

■運行日カレンダー(令和7年10月～令和8年9月)

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
令和7年 10月	5	6	7	1	2	3	4	22
	12	13	14	8	9	10	11	
	19	20	21	22	23	24	18	
	26	27	28	29	30	31	25	
11月	2	3	4	5	6	7	1	18
	9	10	11	12	13	14	8	
	16	17	18	19	20	21	15	
	23	24	25	26	27	28	22	
	30						29	
12月	7	1	2	3	4	5	6	23
	14	15	16	10	11	12	13	
	21	22	23	24	25	26	20	
	28	29	30	31			27	
令和8年 1月	4	5	6	7	1	2	3	19
	11	12	13	14	15	16	10	
	18	19	20	21	22	23	17	
	25	26	27	28	29	30	24	
2月	1	2	3	4	5	6	7	18
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
3月	1	2	3	4	5	6	7	21
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
4月	5	6	7	1	2	3	4	21
	12	13	14	8	9	10	11	
	19	20	21	22	23	24	18	
	26	27	28	29	30		25	
5月	3	4	5	6	7	1	2	18
	10	11	12	13	14	15	9	
	17	18	19	20	21	22	16	
	24	25	26	27	28	29	23	
	31						30	
6月	7	1	2	3	4	5	6	22
	14	15	16	10	11	12	13	
	21	22	23	24	25	26	20	
	28	29	30				27	
7月	5	6	7	1	2	3	4	22
	12	13	14	8	9	10	11	
	19	20	21	22	23	24	18	
	26	27	28	29	30	31	25	
8月	2	3	4	5	6	7	1	20
	9	10	11	12	13	14	8	
	16	17	18	19	20	21	15	
	23	24	25	26	27	28	22	
	30	31					29	
9月	6	7	1	2	3	4	5	19
	13	14	15	8	9	10	12	
	20	21	22	23	24	25	19	
	27	28	29	30			26	

※凡例 … 運行日

運行日数、運行回数 算定根拠資料 【南高麗地区行政センター便(南高麗02)(南高麗02-2)】

○運行日 毎週 月・水・金 南高麗02.02-2:土休日、1/1～1/3は運休とする。

○運行日数 143 日 ※以下の運行日カレンダー参照

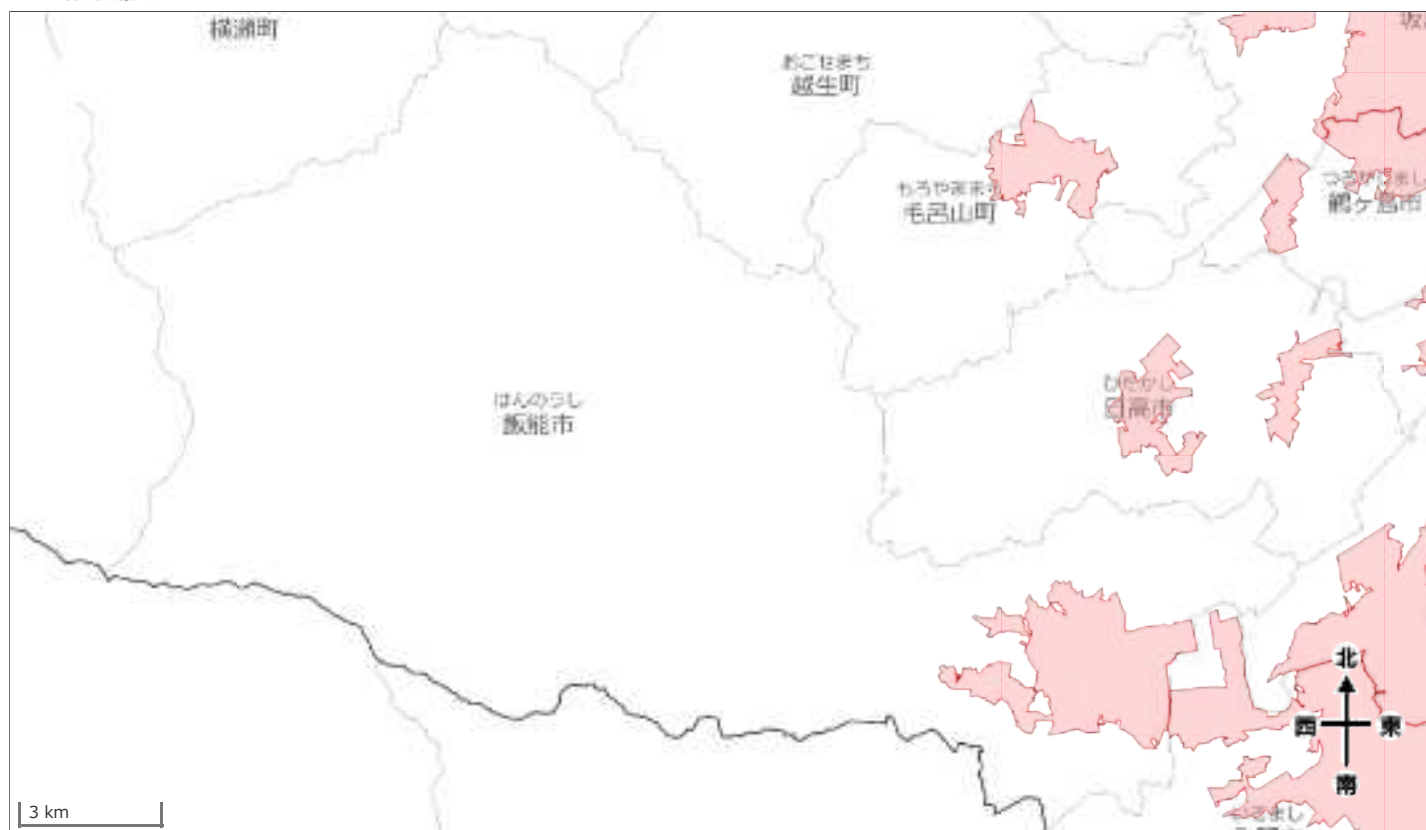
○運行回数 南高麗02(1回) 143 回
南高麗02-2(1回) 143 回

■運行日カレンダー(令和7年10月～令和8年9月)

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
令和7年 10月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	13
11月	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	10
12月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	14
令和8年 1月	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	11
2月	1 8 15 22	2 9 16 23	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	10
3月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	12

	日	月	火	水	木	金	土	運行日数
4月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	12
5月	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	11
6月	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25 26	5 12 19 26	6 13 20 27	13
7月	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	13
8月	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	13
9月	6 13 20 27	7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	11

※凡例 ... 運行日



申請者と補助金の受け入れ先が異なる理由書

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)における補助対象事業者は「協議会のみ」となっていますが、飯能市では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条の規定による「飯能市地域公共交通対策協議会」を「飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱」により設置するものとしており、当協議会は財務会計行為の主体となる権限を有しておりません。

当協議会について、平成29年3月の設立以来、飯能市が予算執行の管理を行うことにより健全かつ円滑な運営を堅持することができておりましたが、新たに財務会計行為を開始することとなると、設立時より積み重ねて参りました透明性及び信頼性へのリスクが生じかねないと考えております。当協議会の透明性及び信頼性を確保し、健全かつ円滑な運営に資するためには、今後も協議会として財務会計行為を行うのではなく、市として予算執行を管理していく必要があると考えます。

したがって、飯能市では当該補助金における「申請者は協議会」とし、契約や支払行為については飯能市において実施することから補助金の「受け入れ先は飯能市」として御対応いただきますようお願い申し上げます。

令和7年6月 日

飯能市地域公共交通対策協議会
会長 飯能市長 新井重治